

居住支援法人とは

居住支援法人（住宅確保要配慮者居住支援法人）とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（略称：住宅セーフティネット法）に基づき大阪府が指定した団体で、住宅確保要配慮者※の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行うものです。岸和田市社会福祉協議会は平成 29 年 12 月、大阪府より居住支援法人として認可されています。

※住宅確保要配慮者とは

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する方のことです。



社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会（岸和田市福祉総合センター内）
TEL：072-439-8255 FAX：072-431-1500
MAIL：soumu@syakyo.or.jp

岸和田市社協が
住まい探しの
サポートします！



岸和田市で暮らす、高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯の方などの民間賃貸住宅への入居を支援します。

〒596-0076

大阪府岸和田市野田町 1 丁目 5 番 5 号（岸和田市福祉総合センター内）

社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会

TEL：072-439-8255 FAX：072-431-1500

MAIL：soumu@syakyo.or.jp

平成 31 年 3 月発行

このようなことで困っていませんか？

- 子どもがいても安心して暮らせる住宅はあるのか
- 車いすを利用していても生活しやすい住宅はあるのか
- 高齢者でも借りることができる住宅はあるのか
- 障害があることで住宅探しに困っている
- 外国人でも安心して借りる事ができる住宅はあるのか
- 保証人や緊急連絡先がないため、住宅探しをあきらめていた
- 家賃を滞納し、今月中に家を出るように言われている

利用できる方

高齢者世帯	60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方（同居者は配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族等）
障害者世帯	障害の程度が次に該当する方が入居する世帯 ①身体障害者：身体障害者手帳をお持ちの方 ②精神障害者：精神保健福祉手帳をお持ちの方 自立支援医療制度を利用されている方 ③知的障害者：療育手帳をお持ちの方
子育て世帯	18歳以下の扶養義務のある子が同居する世帯
外国人世帯	次のいずれかの交付を受けた方が入居する世帯 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
解雇等による住居退去者世帯	解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯

支援の流れ

①相談受付（面談）

民間賃貸住宅をお探しの方でご希望の物件が見つからない、生活の場が失われる可能性がある場合には、まずお電話で問い合せください。

面談時には、入居希望者の状態をよく知っているケアマネジャーや支援者の方となるべく一緒にお越しください。

お聞きする主な内容については、以下の通りです。

- ①困っている状況について
- ②ご本人・ご家族の収入、保証人・緊急連絡先の有無について
- ③家賃や地域、間取りなど希望する物件情報について

※相談時に住居を喪失している、喪失する可能性がある場合には、一時的な生活の場を提供させていただくことが可能な場合があります。



②物件情報の提供

相談窓口での物件仲介は行っておりません。市内の不動産協力店と連携し、賃貸物件の情報を提供します。※家賃や地域など、希望条件に合う物件が見つけれない場合もあります。



③物件の見学・契約説明

ご希望の物件がありましたら、不動産協力店の案内で物件の見学をし、賃貸借契約に関する説明を受けていただきます。

物件選びに不安があれば見学に同行します。

契約時に家賃債務保証会社との契約及び緊急連絡先を求められます。緊急連絡先がない場合はご相談ください。



④賃貸借契約締結

必要な書類や契約金が整いましたら、賃貸借契約を結びます。不動産店よりカギを受け取り入居となります。引越しや荷物の処分、ふとんや電気製品の購入についてもお手伝いできる場合があります。



⑤入居

入居後も困りごとがあればご相談ください。